

平成18年度中部総合事務所福祉保健局重点事項

1 社会福祉施設等の指導監査(福祉企画課・福祉支援課)

毎年度厚生労働省から示され本庁所管課によって決定される各年度の指導監査重点事項等に基づき、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とし指導監査を行う。特に、課題のある施設に対しては、継続してきめ細かい指導監査の徹底を図る。

< 所管する施設の種別 >

社会福祉協議会

児童福祉施設

介護サービス事業者(施設・指定居宅介護事業者・指定居宅介護支援事業者
指定介護予防事業者)

障害児・者福祉施設(知的・身体・精神)

指定居宅支援事業者(支援費制度に係るもの)

社会福祉施設(老人福祉法に係るもの)

2 介護保険事業の取組み(福祉企画課・福祉支援課・健康支援課)

平成18年4月介護保険法の一部改正に伴い、市町では地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設が図られることとなった。

福祉保健局では、円滑な制度の運営を目指して、各市町が策定した第3期介護保険事業計画・老人保健福祉計画の実施や地域包括支援センターの運営等に係る市町の支援(市町間の意見交換など)を行う。また、介護サービス提供事業者の指定等を行う。

3 生活保護の実施水準の向上(福祉支援課)

生活保護の運営にあたっては、要援護者に健康で文化的な生活を保障し自立助長を図るとい生活保護法の趣旨を具現化することを基本方針に、適正実施に努めるとともに実施水準の維持向上を図る。

ア 保護の適正実施の推進

イ ケースの実態に即した指導援助の充実

ウ 医療扶助の適正運営の確保

エ 介護扶助の適正運営の確保

オ 組織的な運営管理の推進

カ 生活保護システムの有効活用

4 被保護者に対する就労支援の促進（福祉支援課）

平成16年4月から被保護者自立（就労）支援モデル事業を導入し、福祉保健局（中部福祉事務所）に、自立（就労）支援専門員を配置し、全県下を対象として被保護者の就労を積極的に支援している。

また、被保護者を対象とした無料職業紹介事業を平成16年6月21日開始した。平成17年度には被保護者に対する支援について自立支援プログラム制度を導入し、その自立支援プログラムの一環として、公共職業安定所と福祉事務所が連携して被保護者の就労支援に取り組んでいる。

上記の取組により、当所においては、平成17年度に4名が就労により自立した。

平成18年度の取組み方針は次のとおりである。

- （1）就労可能で自立意欲のあるケースに対し、就労支援を集中的に行い、自立ケースを増加させる取組を強化する。
- （2）求人開拓の取組の強化

5 母子自立支援の取り組み（福祉支援課）

福祉保健局（中部福祉事務所）に、母子自立支援員を配置し、職業相談、資金貸付相談、家内相談その他ひとり親家庭の諸々の相談に携わり自己実現・自己決定を支援している。

本年は、母子自立支援員の認知度を高めるため、新たにひとり親世帯となった方の窓口での届け出の際に町の担当者により情報提供をすることとともに、各町役場窓口へのパンフレット配置や各町での巡回相談会を実施する。

6 障害者自立支援法への取り組み（障害者支援課）

障害者自立支援法施行（平成18年4月1日）に伴い、福祉保健局は障害者の地域生活支援をおこなう市町に対して身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神保健福祉業務（広域的な調整、指導支援、管内サービス提供体制の計画的な整備や事業者への指導）と身体・知的障害者更生相談所業務（高い専門性による技術的支援）を一体化して行う。

平成18年度は障害を持つ方の相談支援体制の整備強化を目的に、管内の障害福祉サービス事業者及び雇用、教育、保健、医療、行政各分野の関係者等がそれぞれの支援機能を発揮し、連携強化を図るための「地域で支えあうネットワーク事業」に取り組む。

7 精神障害者地域生活支援事業（障害者支援課）

長期入院している精神障害者のうち病状が安定し、かつ、条件が整えば退院可能な方を対象として、健康・医療・福祉の各関係機関と連携し退院への支援を行う。

これらの事例を積み上げていく中で、精神障害者が地域生活支援をしていく上で必要となる相談の窓口や支援方法など、地域での受け皿づくりを各関係機関と協議しながら

体制整備を進める。

また、関係者のスキルアップのための研修会等を開催する。

8 DV被害者等相談支援事業の充実（障害者支援課）

平成15年7月に「心と女性の相談室」を設置し、DV被害者を中心とした女性相談に対応している。平成16年度からは、婦人相談所が行っていた「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、法律相談、カウンセリング、圏域の関係機関のネットワーク事業、精神科医師参加のケース検討会、支援者の「燃え尽き」を防ぐための心のケア事業を実施している。

平成18年度は、DV防止の啓発事業として、民生児童委員等を対象とした研修会などを実施し、DV防止のため行政と民間との協働を図る。

9 ひきこもり対策事業の推進（障害者支援課）

近年増加傾向が認められ、社会的にも問題となっている「社会的ひきこもり」についての相談窓口として、個別相談、家族教室を実施するとともに、社会参加ステップアップ事業の申込み窓口として、社会参加の推進を図っている。

18年度も精神科医師による専門相談事業や地域ひきこもりケアネットワーク事業（事例検討会、民生委員等関係者の研修会等）を実施し、対策の充実を図る。

10 元気な若者の自立支援事業（健康支援課）

中部地域の20歳未満の人工妊娠中絶件数や性器クラミジア感染症が急増するなど、若者の安易な性行動に伴う健康問題への対応が急務である。

そこで地域で思春期の子供たちに様々な取り組みを行っている団体・グループ等と共に、「心身ともに元気な若者を育てる協働」の仕組みをつくり、若者が自分も他の人も大切に、元気に社会参加できる地域づくりを目指す。

11 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり対策の推進（健康支援課）

高齢化の進展に伴い2025年には、認知症高齢者が現在の2倍に増加すると予想されていることに対して、認知症の予防、かかりつけ医と連携した認知症への早期対応、認知症高齢者をサポートできる住民の育成、支援体制の構築など中部圏域の市町が、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりや介護予防への取り組み意識を醸成する。

12 子どもの発達支援のための連携促進（健康支援課）

「障害者の地域で支えあうネットワーク」事業の中で、発達障害児のケアマネジメントや専門医療機関、保育所、療育機関、教育機関、市町等の役割や連携のあり方を協議し、発達障害児に一貫した総合的な支援が出来るようにする。

上記事業の発達障害児部門を当課が中心に担当し、関係機関の意見を踏まえて、住民が利用しやすく質の高い発達クリニックのあり方を検討する。